

設計図書等の質問に対する回答

工 事 名	広島高速5号線温品JCT鋼上部工事（2工区）	課 名	建設部 建設第二課
受 付 日	令和6年10月8日	回 答 日	令和6年10月15日
<p>・質問①</p> <p>杓座拡幅工に伴い鉄筋探査が必要になります。鉄筋探査工については設計変更協議対象と考えて宜しいでしょうか？</p>			
<p>・質問①に対する回答</p> <p>本件については、設計変更の協議対象事項とします。</p>			
<p>・質問②</p> <p>土木工事施工条件/工程関係/(施工時間帯)において「交通規制を伴う作業は翌5時までとし、翌6時には交通解放するよう に見込んでいる」とありますが、積算で算出された作業日数については、$8/7 = 1.14$倍していると考えて宜しいでしょうか？</p>			
<p>・質問②に対する回答</p> <p>作業日数には、補正をしていません。（労務費の単価で補正をしています。）</p>			
<p>・質問③</p> <p>土木工事施工条件/架設工法/(多軸台車回送費)において回走起点が変更になった場合、設計変更協議の対象と考えてよろしいで しょうか？</p>			
<p>・質問③に対する回答</p> <p>本件工事において、設計図書で見込んでいる施工条件と現場条件が一致しない場合、広島高速道路公社建設工事請負契約約款 第18条（条件変更等）に基づき、設計変更の協議対象事項とします。</p>			
<p>・質問④</p> <p>ベントの基礎形状の変更が必要になった場合、設計変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか？</p>			
<p>・質問④に対する回答</p> <p>本件工事において、設計図書で見込んでいる施工条件と現場条件が一致しない場合、広島高速道路公社建設工事請負契約約款 第18条（条件変更等）に基づき、設計変更の協議対象事項とします。</p>			

